

計画期間を超過している個別施設計画に対する所管府省の対応について

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
こども家庭庁	福祉 (公立施設)	児童福祉施設等 (全10,135計画数)	91	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 施設の集約・再編を検討しているため、方針決定後に更新予定。 人員や時間等が不足しているため。 前年度までに修繕をした施設について、その後、大きな修繕の予定がないため未更新となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを周知し、更新要請を行う。
		障害福祉施設等(障害児福祉) (全420計画数)	1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 財政的な余裕がなく修繕計画が立てられないため。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じてヒアリングを行い、助言や参考資料の提供等の支援を行う。
総務省	消防関係施設	消防庁舎 (全643計画数)	2	一部事務組合 広域連合	<ul style="list-style-type: none"> 消防以外の分野を含んだ組合であり、他分野での計画更新が遅れているため。 更新作業に遅延が生じていたが、今年度中に更新予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年8月9日に、各消防本部に対して通知を發出し、改めて適宜の更新を依頼したところ。更新が遅れている団体に対しては、各自治体担当者が集まる会議等の機会をとらえ、早期に着手するよう促す。
文部科学省	学校施設	国立大学法人等施設 (全87計画数)	1	国立大学法人	<ul style="list-style-type: none"> 物価上昇により計画策定にあたって金額調整が難航しており、更新することができていない。 なお、計画期間を超過している1施設においては、令和5年度内に更新予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 所管府省として、個別のヒアリングや通知を行い、適切に更新が行われるよう指導する。
		公立大学等施設 (全109計画数)	1	公立大学法人	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度まで校舎を設置者である県が所有していたことから、県が個別施設計画を作成していたが、令和5年度に県からの建物の出資を受けたことに伴い、法人としての個別施設計画に更新中。 	<ul style="list-style-type: none"> 所管省庁として円滑に更新が行われるよう、助言、優良事例の紹介等し、支援を行う。

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
文部科学省	社会教育施設 (公立施設)	社会体育施設 (全1,706計画数)	9	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等による町民体育館建替に伴い、社会体育施設の統合による総合体育館建設の検討中である。 ・町全体の考えとして公共施設の全体計画を作成した後に、個別計画を策定することからこれから調整となる。 ・町全体において財源不足である中、老朽度に応じて急な対応を要する施設について優先的に予算措置をしており、それ以外の施設にかかる対応については、予算措置が見送られてきた。 ・現在、既存施設を改修して使用するか、新設するか検討中である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当庁として、円滑に更新が行われるよう、相談窓口での助言や優良事例の紹介等、支援を行う。 ・当庁として、地方公共団体の要望に応じて、個別施設計画相談窓口で助言を行う。 ・当庁として、的確に施設のマネジメントを図れるよう、計画更新の意義や他市町村の取組事例等を周知する。
		文化会館等 (全1,135計画数)	2	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・該当自治体全体の考えとして、公共施設の全体計画を作成した後に、個別計画を策定することとされており、これから調整を行うため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑に更新が行われるよう、個別に連絡し更新を促していく。
		社会教育施設 (社会体育施設及び文化会館等を除く) (全1,841計画数)	6	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・点検を進めている最中であり、点検結果を踏まえ、適切に更新を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑に更新が行われるよう、個別に連絡し更新を促していく。
厚生労働省	水道	上水道施設 (全1,387計画数)	10	水道事業 水道用水供給事業 一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤が脆弱な中小規模の水道事業において、水道事業等を担う人材の減少や高齢化が進んでいるという課題に直面している。計画期間の超過は、主に人員の不足や脆弱な経営基盤に起因した作業の遅れによるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、水道における個別施設計画の策定方法を定めた「水道事業ビジョン作成の手引き」の作成・周知を行ってきたところ。また、水道事業ビジョン作成に当たり、更新等対策の内容やコストの見通しの検討に活用できる「アセットマネジメントに関する手引き」、「簡易支援ツール※」、「水道の耐震化計画等策定指針」を作成・周知する等に取り組んでおり、引き続き、手引き等を周知するとともに、その内容の充実にも努めることで、個別施設計画の策定・更新を促していく。(※アセットマネジメントの実践を支援するためのエクセルファイル) また並行して、小規模で経営基盤が脆弱な水道事業者に対して、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進しているところ。 また、担当者会議や、未策定事業者等への説明会の場や、個別のヒアリング等により、各都道府県の認可権者に対する働きかけを行うとともに、定期的なフォローアップ調査により策定状況の進捗管理等を行う。
	医療 (公的医療機関)	病院 (全798計画数)	105	地方公共団体 一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・改築計画を持って個別施設計画としていたものであり、人材不足により個別施設計画の更新ができていない。 ・現在あすなろの郷については再編整備計画に基づく施設の建替えを実施しているところ。県の施設については、県管財課で一括して施設の長寿命化計画を策定しているところであるが、あすなろの郷については再編整備を進めている最中であることから、建替え完了後に管財課が作成している長寿命化計画の中に組み込むこととしている。(茨城県) ・移転後の行動計画更新について、令和4年度内での策定を目指していたが、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き大きく、作業が進められていないのが現状である。(国立研究開発法人国立循環器病研究センター) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きフォローアップ調査等を行うことで、要因を分析し自治体に対してフォローをしていく。
	福祉 (公立施設)	障害福祉施設等 (全1,082計画数)	1	地方公共団体	湯沢市に詳細を確認中	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度中に計画改編を実施する予定とのことで、更新のメドがたっていることから、必要に応じて状況の確認等を行っていく。
		老人福祉施設等 (全1,244計画数)	38	地方公共団体 一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方を検討中のため未更新 ・人員等の不足による未更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを周知し、引き続き更新要請を行う。

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
国土交通省	道路	橋梁(橋長2m以上) (全1,775計画数)	1	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)	令和3年度は自主財源の確保が困難であったため、令和4年度に橋梁定期点検及び計画更新を同時に実施する計画であったが、橋梁数、降積雪期間想定により年度内での業務完了が困難であると思慮され点検のみの業務となった。よって令和5年度に計画更新を実施するものである。	円滑に更新が行われるよう、助言、優良事例の紹介等、支援を行う。
		トンネル (全653計画数)	1	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)	令和5年度～6年度にかけて、トンネルを廃止する予定のため。	
		大型の構造物 (全702計画数)	1	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)	・人員不足、予算不足等により・物理的に策定が間に合わなかった(令和5年度更新予定)	
	港湾	係留施設 (全13,899計画数)	272	港湾管理者 (都道府県・政令市、市区町村等)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び専門知識を有する人材の不足。 ・管理者との調整に時間を要している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方整備局等において開催している港湾等メンテナンス会議にて港湾局よりインフラ長寿命化基本計画について説明をしている。 ・個別施設計画の作成にあたっては令和4年度より補助制度を設け、検討に要する費用の支援を行っている。 ・予算や人員に制約のある管理者でも早期の検討が行えるよう「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)(令和2年3月)」等の優良事例等を各ガイドラインの参考資料として公表するとともに、港湾のインフラメンテナンスに関する支援メニューをまとめたリーフレットについて、引き続き管理者へ周知を図り活用を促す。 ・整備局独自でも、講習会や説明会を開催し、実情に見合った長寿命化計画の策定ができるよう方針含め助言、支援を行う。
		外郭施設 (全20,761計画数)	192	港湾管理者 (都道府県・政令市、市区町村等)		
		臨港交通施設 (全10,037計画数)	215	港湾管理者 (都道府県・政令市、市区町村等)		
		その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設) (全10,609計画数)	127	港湾管理者 (都道府県・政令市、市区町村等)		

所管府省	分野	内訳詳細 (※1)	計画期間を超過している計画 (計画数) (R5.3.31時点)	主な策定主体	計画期間超過理由	所管府省としての計画期間を超過している計画に対する取組
国土交通省	公園	都市公園 (全899団体)	21	公園管理者 (都道府県・政令市・市町村)	・一部の地方公共団体では、財政状況が厳しく、緊急に対応すべき施設の修繕等の措置を優先する必要があるため、計画の更新に係る予算の確保が困難であったため、計画期間内に計画の更新できていない。	社会資本整備総合交付金等による計画の更新を支援するとともに、個別の働きかけを実施する。
	住宅	公営住宅 (全1,565計画数)	38	住宅管理者 (都道府県・政令市・市区町村)	・施設規模が小さい等により、計画更新は不要と考えている ・人員(マンパワー)や予算が確保できないこと等により、計画を更新することが出来ていない	計画更新が必要な事業主体に対し、各種会議(公営住宅整備事業等担当者連絡会議等)及び予算ヒアリングの場等において、計画更新を促す。
		公社賃貸住宅 (全11主体数)	358	住宅管理者	・事業主体において、事業計画を見直していることから、計画期間を超過している事業主体がある。	・今後は、事業主体との会議や研修会の場等において、早急な計画策定を促すとともに、未策定の事業主体へは個別に働きかけを行う。
環境省	廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設 (全2,423計画数)	30	市町村 一部事務組合	各策定主体において計画の点検作業に時間を要している。作業が完了次第、結果を踏まえ適切に更新が行われる予定である。	円滑に更新が行われるよう周知徹底を行うとともに、助言等支援を行う。
各省	官庁施設	庁舎等 (全5,394計画数)	249	国	各施設管理者により官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)などを活用した計画の更新が順次進められているものの、一部の施設においては中長期保全計画等の更新に着手できていないことにより個別施設計画の更新に至っていない状況。	今後所管府省として、施設管理者への保全指導等を通じて、適切に更新が行われるよう働きかける。
		宿舍 (全3,344計画数)	147	国		

表のほか、地方公共団体が管理する庁舎がある。

※1:()内は計画策定完了総数。